

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年8月31日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
厚生年金保険関係	5件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200040号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200023号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を39万3,000円、請求期間②の標準賞与額を37万円、請求期間③の標準賞与額を39万6,000円、請求期間④の標準賞与額を37万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日

② 平成27年12月28日

③ 平成28年7月27日

④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①から④までの各期間の賞与支給明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、A事業所から請求者に対して請求期間①は39万3,000円、請求期間②は37万円、請求期間③は39万6,000円、請求期間④は37万円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主への照会を希望していないことから、事業主に対し、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会をすることができないものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200042号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における賞与支払年月日を平成28年12月27日、標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成28年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成28年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月

私は、A事業所から請求期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。

請求期間の賞与支給明細書を提出するので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及びC銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表(流動性)により、A事業所から請求者に対して請求期間に2万円の賞与が支払われ、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上記預金取引明細表(流動性)により確認できる賞与振込年月日から、平成28年12月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかったものの、

事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200045号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200025号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を13万6,000円、請求期間②の標準賞与額を27万7,000円、請求期間③の標準賞与額を27万9,000円、請求期間④の標準賞与額を28万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①から④までの各期間の賞与支給明細書を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書並びにC銀行から提出された請求者に係る取引明細表(預金)及び預金取引明細表(流動性)により、A事業所から請求者に対して請求期間①は13万6,000円、請求期間②は27万7,000円、請求期間③は27万9,000円、請求期間④は28万5,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額

に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかったものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200047号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200026号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における請求期間①の標準賞与額を48万円、請求期間②の標準賞与額を49万3,000円、請求期間③の標準賞与額を44万8,000円、請求期間④の標準賞与額を49万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月5日
③ 平成16年7月16日
④ 平成16年12月3日

私(請求者)の夫(訂正請求記録の対象者)はA社から請求期間①から④までの各期間の賞与が支給されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書は所持していないが、請求期間①から④までの各期間の預金通帳を提出するので、調査の上、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係るB銀行の預金通帳（写）により確認できる振込額及び過去に年金記録の訂正請求を行いA社における標準賞与額の記録が回復した者に係る賞与明細書（以下「先例賞与明細書」という。）により、訂正請求記録の対象者は、請求期間①から④までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係るB銀行の預金通帳（写）により確認できる振込額及び先例賞与明細書により推認できる訂正請求記録の対象者に係る請求期間①から④までの各期間の賞与支給額から、請求期間①は48万円、請求期間②は49万3,000円、請求期間③は44万8,000円、請求期間④は49万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は、平成21年4月*日に破産手続廃止の決定が確定しており、請求期間④の代表取締役、請求期間①、②及び③の各期間の取締役及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時の代表清算人に文書照会を行ったものの回答を得ることができない上、請求期間①から④までの期間の取締役及び監査役に文書照会を行い、両者から回答があったものの、資料を保管しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200050号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200027号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を46万1,000円、請求期間②の標準賞与額を47万1,000円、請求期間③の標準賞与額を46万4,000円、請求期間④の標準賞与額を48万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、C銀行から提出された請求者に係る取引明細表(預金)及び預金取引明細表(流動性)並びに複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は46万1,000円、請求期間②は47万1,000円、請求期間③は46万4,000円、請求期間④は48万円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業

主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主への照会を希望していないことから、事業主に対し、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会をすることができないものの、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2200037号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年11月1日から昭和53年7月15日まで

私は、B校に非常勤のC職として昭和46年12月から勤務し、勤務開始当初は厚生年金保険に加入していなかったが、非常勤のC職の労働組合であったD組合の活動により、昭和48年11月1日から非常勤のC職がA事業所において厚生年金保険に加入できるようになり、自分も同日に厚生年金保険に加入したはずである。

しかしながら、国の記録では、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和53年7月15日となっているので、当該取得年月日を昭和48年11月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてB校にC職として勤務していたとしているところ、A事業所及びB校は、請求期間当時の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、A事業所において請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち所在が確認できた者及び請求者にC職の仕事を紹介してくれたとする者に対し、請求者の請求期間における勤務実態等について照会したが、請求者の請求期間における具体的な勤務期間及び勤務実態が確認できる回答は得られなかった。

さらに、請求者に係るA事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和53年7月15日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等も見当たらない。

加えて、請求者から提出された年金手帳によると、請求者の厚生年金保険記号番号は、A事業所を管轄していたE社会保険事務所（当時）において払い出されていることが確認できるところ、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和53年7月15日となっており、上記厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により確認できる請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致する。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。